

この計算表は見本です。

(事業所得用)

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します

※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

課税売上高計算表…〔表口〕

この計算表は見本です。

課 税 売 上 高 計 算 表

(令和 元 年分)

(1) 事業所得に係る課税売上高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6. 3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6. 24%適用分	う ち 標 準 税 率 7. 8%適用分	
営業等課税売上高	①	表イー1の①C欄の金額 円	表イー1の①D欄の金額 円	表イー1の①E欄の金額 円	表イー1の①F欄の金額 円
農業課税売上高	②	表イー2の④C欄の金額	表イー2の④D欄の金額	表イー2の④E欄の金額	表イー2の④F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税売上高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6. 3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6. 24%適用分	う ち 標 準 税 率 7. 8%適用分	
課税売上高	③	表イー3の④C欄の金額	表イー3の④D欄の金額	表イー3の④E欄の金額	表イー3の④F欄の金額

(3) () 所得に係る課税売上高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6. 3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6. 24%適用分	う ち 標 準 税 率 7. 8%適用分	
損益計算書の収入金額	④				
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤				
差引課税売上高 (④－⑤)	⑥				

(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6. 3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6. 24%適用分	う ち 標 準 税 率 7. 8%適用分	
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦				
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧				
差引課税売上高 (⑦－⑧)	⑨				

(5) 課税売上高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩				
--	---	--	--	--	--

(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算	
円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩旧税率6.3%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑪ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-2の①-1C欄へ (簡易課税用)付表4-2の①-1C欄へ
円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑫ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1D欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1D欄へ
円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑬ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1E欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1E欄へ

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

課税仕入高計算表…〔表八〕

この計算表は見本です。

課 税 仕 入 高 計 算 表

(令和 元 年分)

(1) 事業所得に係る課税仕入高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6. 3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6. 24%適用分	う ち 標 準 税 率 7. 8%適用分	
営業等課税仕入高	①	表イー1の③C欄の金額 円	表イー1の③D欄の金額 円	表イー1の③E欄の金額 円	表イー1の③F欄の金額 円
農業課税仕入高	②	表イー2の③C欄の金額	表イー2の③D欄の金額	表イー2の③E欄の金額	表イー2の③F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税仕入高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6. 3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6. 24%適用分	う ち 標 準 税 率 7. 8%適用分	
課税仕入高	③	表イー3の③C欄の金額	表イー3の③D欄の金額	表イー3の③E欄の金額	表イー3の③F欄の金額

(3) () 所得に係る課税仕入高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6. 3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6. 24%適用分	う ち 標 準 税 率 7. 8%適用分	
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④				
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤				
差引課税仕入高 (④－⑤)	⑥				

(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		う ち 旧 税 率 6. 3%適用分	う ち 軽 減 税 率 6. 24%適用分	う ち 標 準 税 率 7. 8%適用分	
業務用固定資産等の取得費	⑦				
⑦のうち、課税仕入れにならないもの	⑧				
差引課税仕入高 (⑦－⑧)	⑨				

(5) 課税仕入高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩	付表2-2の⑨C欄へ	付表2-1の⑨D欄へ	付表2-1の⑨E欄へ
--	---	------------	------------	------------

(6) 課税仕入れに係る消費税額の計算	
$\text{円} \times 6.3/108$ 税抜経理方式によっている場合、⑩旧税率6.3%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑪ (1円未満の端数切捨て) 付表2-2の⑩C欄へ
$\text{円} \times 6.24/108$ 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑫ (1円未満の端数切捨て) 付表2-1の⑩D欄へ
$\text{円} \times 7.8/110$ 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑬ (1円未満の端数切捨て) 付表2-1の⑩E欄へ

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

付表1-1

税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

第4-(1)号様式

この計算表は見本です。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額		(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	(付表1-2の①D欄の金額) 円 000	(付表1-2の①E欄の金額) 円 000	※第二表の①欄へ 円 000
①課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
	②	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ
消費税額		(付表1-2の②X欄の金額)	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	※第二表の⑮欄へ
控除過大調整税額		(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の②・⑤D欄の合計金額)	(付表2-1の②・⑤E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控除税額	控除対象仕入税額	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の③D欄の金額)	(付表2-1の③E欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑱欄へ
	⑤売上げの返還等の対価に係る税額	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑲欄へ
	⑤特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑲欄へ
	貸倒れに係る税額	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)		(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑫E欄へ	※⑫E欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)					※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ
地方と消費税率の異なる消費税の課税標準額	控除不足還付税額	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)	
	差引税額	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)		(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑳欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑪欄へ ※プラスの場合は第一表の⑫欄へ ※第二表の㉑欄へ
譲渡割額	還付額	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)	
	納税額	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)					※マイナスの場合は第一表の⑫欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

第4-(5)号様式

この計算表は見本です。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・		氏 名 又 は 名 称	
区 分		税 率 3 % 適 用 分	税 率 4 % 適 用 分	税 率 6.3 % 適 用 分	旧 税 率 分 小 計 X
		A	B	C	(A+B+C)
課 税 標 準 額 ①		円 000	円 000	円 000	円 000
内 訳	① 課税資産の譲渡等の対価の額	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①X欄へ
	② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑤欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ
	③ 消費税額	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	※第二表の⑧欄へ	※付表1-1の②X欄へ
	④ 控除過大調整税額	(付表2-2の⑨・⑩A欄の合計金額)	(付表2-2の⑨・⑩B欄の合計金額)	(付表2-2の⑨・⑩C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ
	⑤ 控除対象仕入税額	(付表2-2の⑪A欄の金額)	(付表2-2の⑪B欄の金額)	(付表2-2の⑪C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ
除 内 税 額	⑥ 返還等対価に係る税額				※付表1-1の⑤X欄へ
	⑦ 売上げの返還等対価に係る税額				※付表1-1の⑤-1X欄へ
	⑧ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ
	⑨ 貸倒れに係る税額				※付表1-1の⑥X欄へ
	⑩ 控除税額小計 (④+⑤+⑥)				※付表1-1の⑦X欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧	※⑪B欄へ	※⑪C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ
差 引 税 額 (②+③-⑦)		⑨	※⑫B欄へ	※⑫C欄へ	※付表1-1の⑨X欄へ
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧)		⑩			
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑩X欄へ
	差 引 税 額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)		⑬	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	※付表1-1の⑬X欄へ
譲 渡 割 納 額	還 付 額	⑭	(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ
	納 税 額	⑮	(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭)		⑯			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

この計算表は見本です。

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称		
項 目		旧 税 率 分 小 計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E)
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	(付表2-2の①X欄の金額) 円	円	円	円
免 税 売 上 額	②				
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③				
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④				※第一表の④欄へ ※付表2-2の④X欄へ
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤				
非 課 税 売 上 額	⑥				
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦				※第一表の⑦欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧				※付表2-2の⑧X欄へ [%] ※増数 切捨て
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑨	(付表2-2の⑨X欄の金額)			
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩	(付表2-2の⑩X欄の金額)	(⑨D欄×6.24/108)	(⑨E欄×7.8/110)	
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑪	(付表2-2の⑪X欄の金額)	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑫	(付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑪E欄×7.8/100)	
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑬	(付表2-2の⑬X欄の金額)			
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑭	(付表2-2の⑭X欄の金額)			
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	(付表2-2の⑮X欄の金額)			
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑮の金額)	⑯	(付表2-2の⑯X欄の金額)			
課 5 課 95 税 税 % 売 未 売 円 上 満 上 超 割 の 高 又 合 場 が は 合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	(付表2-2の⑰X欄の金額)			
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	(付表2-2の⑰X欄の金額)			
	個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	(付表2-2の⑱X欄の金額)			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等 の 税 額 (⑱×④/⑦)	(付表2-2の⑲X欄の金額)			
控 除 税 調 額 整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	(付表2-2の⑳X欄の金額)			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	(付表2-2の㉑X欄の金額)			
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔(⑯、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑〕がプラスの時	(付表2-2の㉒X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ	※付表1-1の④E欄へ	
	控 除 過 大 調 整 税 額 〔(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒〕がマイナスの時	(付表2-2の㉓X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3 ⑨及び⑫欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

この計算表は見本です。

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

		課 税 期 間		・ ・ ・ ・ ・		氏 名 又 は 名 称				
項 目				税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)			
課 税 売 上 額 (税 抜 き)				①				※付表2-1の①X欄へ		
免 税 売 上 額				②						
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額				③						
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)				④				(付表2-1の④F欄の金額)		
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)				⑤						
非 課 税 売 上 額				⑥						
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)				⑦				(付表2-1の⑦F欄の金額)		
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)				⑧				(付表2-1の⑧F欄の割合) [%] ※端数 切捨て		
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)				⑨				※付表2-1の⑨X欄へ		
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額				⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	(⑨C欄×6.3/108)	※付表2-1の⑩X欄へ		
特定課税仕入れに係る支払対価の額				⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表2-1の⑪X欄へ		
特定課税仕入れに係る消費税額				⑫			(⑪C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ		
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額				⑬				※付表2-1の⑬X欄へ		
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額				⑭				※付表2-1の⑭X欄へ		
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑬±⑭)				⑮				※付表2-1の⑮X欄へ		
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 かつ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑮の金額)				⑯				※付表2-1の⑯X欄へ		
課 5 課 95 税 億 税 % 売 円 個 別 上 未 対 応 満 方 式 割 の 高 又 合 場 が は 合 控 の 除 税 調 整 額 整 差 引	個別 対 応 方 式	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰				※付表2-1の⑰X欄へ			
		⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑱				※付表2-1の⑱X欄へ			
		個別対応方式により控除する 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲				※付表2-1の⑲X欄へ			
			一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等 の 税 額 (⑮ × ④ / ⑦)	⑳				※付表2-1の㉔X欄へ		
		課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉑				※付表2-1の㉑X欄へ			
		調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				※付表2-1の㉒X欄へ			
		控 除 対 象 仕 入 税 額 〔(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒〕がプラスの時	㉓	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の㉓X欄へ			
		控 除 過 大 調 整 税 額 〔(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒〕がマイナスの時	㉔	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の㉔X欄へ			
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額				㉕	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の㉕X欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
4 ⑪及び⑫欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
(R1.10.1以後終了課税期間用)

消費税及び地方消費税の申告書第一表（一般用）

この申告書は見本です。

G K O 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - -)

(フリガナ) 屋 号

個人番号

(フリガナ) 氏 名

※ 一連番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印 確認書類

個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他

身元確認

指 導 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

個人事業者用 第一表

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	0 0 0	03
消費税額	②		06
控除過大調整税額	③		07
控除対象仕入税額	④		08
返還等対価に係る税額	⑤		09
税貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0 0	15
中間納付税額	⑩	0 0	16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	0 0	17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	0 0	18
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬		19
差引納付税額	⑭	0 0	20
課税売上割合 課税資産の譲渡等の対価の額	⑮		21
資産の譲渡等の対価の額	⑯		22

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51
差引税額	⑱	0 0	52
譲渡割納税額	⑲		53
納付譲渡割額 (⑲-⑱)	⑳	0 0	54
中間納付譲渡割額	㉑	0 0	55
納付譲渡割額 (㉑-⑳)	㉒	0 0	56
中間納付還付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉓	0 0	57
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額	㉔		58
差引納付譲渡割額	㉕	0 0	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖		60

付 割 賦 基 準 の 適 用

延 払 基 準 等 の 適 用	有	無	31
工 事 進 行 基 準 の 適 用	有	無	32
現 金 主 義 会 計 の 適 用	有	無	34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	35
控除計算額の法	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	個別対応方式 一括配分方式	41
上 記 以 外	全額控除		

基準期間の課税売上高 千円

還 付 金 受 取 機 関 等

銀行	本店・支店
金庫・組合	出張所
農協・漁協	本所・支所

預金 口座番号

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

郵便局名等

※税務署整理欄

税 理 士 署 名 押 印

(電話番号 - -)

税 理 士 法 第 30 条 の 書 面 提 出 有

税 理 士 法 第 33 条 の 2 の 書 面 提 出 有

㉖=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕)・修正申告の場合㉖=㉓+㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

消費税及び地方消費税の申告書第二表

この申告書は見本です。

第3-(2)号様式

G K O 6 0 1

課税標準額等の内訳書

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	
屋号	
(フリガナ)	
氏名	

整理番号	
------	--

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	☐	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	☐	附則38②	52
小売等軽減売上割合	☐	附則39①	53

個人事業者用

第二表

自 平成 年 月 日
至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①
※申告書(第一表)の①欄へ	

課税資産の譲渡等 の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥		06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)		⑦		07
	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額		⑪		21
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪ の 内 訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮		25
	7.8 % 適用分	⑯		26

返 還 等 対 価 に 係 る 税 額		⑰	<
---------------------	--	---	--

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳		41
	4 % 適用分	㉑		42
	6.3 % 適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓		44

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

OCR入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)